

豊川市監査公表第22号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年6月24日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	神谷謙太郎

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(産業環境部清掃事業課)

監査実施期間 令和3年12月8日から  
令和4年 2月4日まで

豊川市監査公表第13号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 豊川市ごみ対策事業推進交付金において、交付の対象となる町内会に対して活動報告の提出を求めている。当該交付金の交付申請書及び交付決定通知書は地域活動交付金と兼ねており、地域活動交付金は活動報告の提出を求めているため、活動報告の提出及び要綱の見直しについて、関係各課と協議し、検討されたい。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 以下の補助金において、交付申請時に添付する必要書類をもって実績報告書とし、補助金の交付決定通知をもって補助金の額の確定通知としているが、その旨が交付要綱に記載されていないため、豊川市補助金等に関する規則第13条及び第14条の規定に従い必要な事項について明記し、適正な要綱となるよう改正されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金</li><li>・豊川キエーロ購入費補助金</li><li>・豊川市有価物回収事業補助金</li></ul>	<p>(検討事項)</p> <p>1 豊川市ごみ対策事業推進交付金においては、要綱第9条(検査等)で「市長は、町内会に対し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。」とあるため、これに基づき、地域活動交付金の活動報告で求めている収支決算書を実績報告として同じく求めることとした。</p> <p>上記内容は、令和4年4月26日を提出期限とし、令和3年度の実績報告から請求することとした。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金においては、補助金交付申請書を補助金交付申請兼実績報告書と改め、今まで実績報告として求めていた領収書及び保証書(写し)に新たに処理機設置後の写真を追加した。また、補助金交付決定通知書を補助金交付決定兼補助金確定通知書と改め、補助金の額を確定し通知することとした。</p> <p>豊川キエーロ購入費補助金においては、設置等状況報告書を設置等実績報告書と改めた。また、補助金交付決定通知書を補助金交付決定兼補助金確定通知書と改め、補助金の額を確定し通知することとした。</p> <p>豊川市有価物回収事業補助金においては、補助金交付申請書を補助金交付申請兼実績報告書と改めた。また、補助金交付決定通知書を補助金交付決定兼補助金確定通知書と改め、補助金の額を確定し通知することとした。</p> <p>上記内容は、各要綱を改正し、令和4年4月1日から施行した。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和4年6月21日現在のものである。